



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ヤ マ シ ン フ ィ ル タ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 山 崎 敦 彦
(コード番号：6240 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 井 岡 周 久
(TEL. 045-680-1671)

取締役報酬額改定及び譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 70 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023 年 6 月 28 日開催の第 68 回定時株主総会において、年額 3 億円以内（うち社外取締役分は年額 2 千万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化に伴う社外取締役以外の取締役の責務の増大など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額 5 億円以内（うち社外取締役分は年額 2 千万円以内）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定

2023 年 6 月 28 日開催の第 68 回定時株主総会において、上記 1 の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額 1 億 5 千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年 450,000 株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額 5 億円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年 1,000,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）へと変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

以 上